

海技人材の確保のあり方に関する検討会 規約

令和6年4月26日

(名称)

第1条 本検討会は、海技人材の確保のあり方に関する検討会(以下「検討会」という。)という。

(設置の目的)

第2条 少子高齢化の進行、幅広い業種において生じている人手不足、今後の内航・外航海運における輸送ニーズの変化等、内航・外航海運を巡る諸情勢の変化を踏まえた船員のほか、今後の船員養成を担う教官など船員としての素養が必要な海技人材の確保は喫緊の課題であることを踏まえ、今後の海技人材の確保のあり方に関し、官民一体となった幅広い検討を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 本検討会の委員は、別紙に掲げる委員で構成する。

(座長及び座長代理)

- 第4条 本検討会に座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。
- 2 座長及び座長代理は、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 座長は、本検討会を統括する。
 - 4 座長代理は、座長が出席できないとき又は座長に事故があるとき、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 本検討会の事務局は、国土交通省海事局船員政策課に置く。

(関係者からの意見聴取)

第6条 座長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

- 第7条 本検討会は冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。
- 2 本検討会の資料は、特段の理由がある場合を除き、公開とする。
 - 3 本検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(守秘義務)

第8条 委員は、検討会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。